

## **[事案 30-79] 契約解除取消請求**

・平成 30 年 11 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反はなかったなどとして、告知義務違反による契約解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

乳がんにより入院・手術等をしたので、平成 28 年 7 月に契約したがん保険にもとづき、給付金を請求したところ、乳腺症に関する告知義務違反により契約を解除された。しかし、乳腺症について医師から告げられた認識はなく、また、年 1 回の通院・検査も乳腺症のフォローではなく、がん検診として受けていたので、告知義務違反には該当しない。仮に告知漏れがあったとしても善意・無過失であったので、契約解除を取り消してほしい。

### **<保険会社の主張>**

申立人は、医師から乳腺症と告げられ、その後はフォローのため年 1 回、通院・検査を受けていた。そのことを告知しなかったことは告知義務違反に該当することから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の受診状況、告知の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人に告知義務違反があったことが認められる一方、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。